

○小池晃君 大臣、正に今審議されているパート法案について厚生労働省の国会答弁とも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることにも反対。しかも、中身を見ますと、例えばこんなことを書いてあるんです。行政庁、労働法、労働経済研究者などには、このような意味でのごく初步の公共政策に関する原理すら理解しない議論を開陳する向きも多い。当会議としては、理論的根拠のあいまいな議論で労働政策が決せられることに対しても、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えていいと。ここまではある意味なめられたような文書をしていくわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これはもう財界の利益のみを根拠にしたあいまいな議論で、労働政策にこういう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙つているわけにはいかないんじゃないんですか。私は、今正にパート法の審議もやっているんですけど、その中で、全く政府見解と違うことが規制改革会議から出てくる中で、これは法案審議なんかできませんよ。これを撤回しなければ、私はこの法案審議はできないと思いますが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○国務大臣（鶴澤伯夫君） 委員の御指摘は私といふにこだわらぬで、おもに理解するところであります。先ほどお申し上げておりますように、この法案を出し、また担当の省のみならず、内閣におきましても、そういう最低賃金の問題について将来、中長期的にこれを引き上げる方向でその条件をいかにして整えるかと云ふことについて議論をいたしてゐる、そういう状況の下で、政府のこの一部門の末端の組織としておきまでも、「どうしてその方向性において全く違つたことを意見表明するか」と云ふことは、これはもう随分異例のことであると思う。」と、連切さを全く欠いてゐると私は考えております。

小池委員の方からは、この撤回を求めるべきこと、こういうふうにおっしゃいますけれども、これは規制改革会議の下のグループの、更にその下のまたタスクフォースと云ふことでござりますので、およりと私どもとしてはそれほど大きく相手にすべきことでもあるまじと、このように考えております。

○小池晃君 この調査、三年前にも行われていま  
すが、最賃を要素とするという数字が一四%か  
すれども、パート労働者の方が団交でその均  
処遇を求めるに何と言われるか、そんな賃金のよ  
ころはどこにあるねんと、周り見て自分のところ  
だけ良くなきれないじゃないかと、時間給は職業の  
スーパーと比べて遜色ないはずだと、その証拠に  
あんたたち安いと言うけど辞めないと、  
ういう返事が、これは使用者側から返ってくると  
言うんですね。これが実態だと。

結局、大阪の例でいうと、最賃額の七百十一円  
を基礎にして、最低ラインに学生アルバイト、そ  
の少し上にパートが置かれてパート相場はできて  
いるが、そこに張り付いているという実態がある  
んだと。しかし、八割は有期雇用ですから、これ  
は安い賃金でも我慢するしかないという実態があ  
るんだと。こうした中でまともな生活ができる賃  
金確保するために、解決方法としては、やはり同  
一価値労働同一賃金ということをルールの原則に  
しつかり据えるとともに、全国一律最低賃金制を  
確立する。最低賃金、まともに暮らせる水準、私  
たちとしては時給千円以上ということ提起してしま  
ますが、これが本当に必要なんだと思うと思つてく  
ります。

その点で、今この国会に提出されています最賃  
法案ですが、生活保護に係る施策との整合性に配  
慮すると、そういう規定でしかない、確實に最賃  
が引き上がる根拠は示されておりません。厚労省が  
としては、これ、どの程度の金額が上がると考  
えているのか。もう生活保護との関係とすること  
についていくと、全国のアンバランスという点では  
かえって大きくなる危険性あるんじゃないとかと思  
いますが、その点はいかがですか。

○政府参考人(青木重君) 最低賃金制度は、今お話をありましたように、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十分機能しているとうふうに思つておりますし、今後とも、安全網として一度適切に機能することが求められていくところであります。

このため、今お話をありましたように、今回の改正法案では地域別最賃については生活保護との整合性も考慮するということを明確にしまして、その最賃額までの賃金の不払についての罰金額の上限を五十万円に引き上げるということと、より一層この最低賃金制度が適切に機能するようにならうふうに考えております。

お話をありました最低賃金の具体的な水準につきましては、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立しました暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこの法改正の趣旨に沿つた議論が行われて、その結果に沿つて現下の雇用情勢等を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考えた最低賃金の中長期的な引上げ方針について公労使の合意形成を図つて、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいことふうに考えております。

今お話をありました全国一律、まあ千円というお話をありましたが、そういうことにつきましては、急に最低賃金額を大幅に引き上げることにつきましては、これは中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえて雇用が失われる面があり、非現実的だというふうに思つております。

最低賃金を全国一律の制度とすることについて、これは最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差がありますし、生産性も異なるということから、その水準につきましても地域によって差があるのであります。全国一律に最低賃金を定めることは適当ではないと、やはり各地域の実情に応じて決定されるべきであるといふうに考えております。

○園田康博君

次に、最低賃金法の改正について伺います。

地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられたままでございます。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回つており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使っておりますが、これは日本語に訳せば、働いても貧乏ということであります。まじめに働くとしても暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国だといざります。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。

大臣、ネットカフエに行つたことはいざいますでしょうか。私は昨日、ネットカフエのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ひ、実際に見てまいりました。そこには、日々派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てるものの、アパートを賃貸する初期費用六ヶ月分をためることができます。ネットカフエ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフエ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合う生産性を発揮できなくなる労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたそうであります。今、こうして最低賃金法の改正案がまさに

国会審議に入ろうとしたときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これは見過さずことはできません。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、最低賃金の中長期的な

引き上げ方針を協議することになったそうであります。一体、政府は最低賃金を引き上げるんでしょうが、引き下げるんでしょうか、どっちなんですか、引き下げるんでしょう。規制改革会議のペーパーを読みれば、政府は、貧乏人はもっと貧乏になれと言つていて、格差は正など単なるボーグだったとか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにありますのかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主党の考え方では、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしておりますが、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすることで、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としておりますが、この改正により、加重平均で時給四十九フジ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜過ごす若者がふえていると言われます。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えば最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

○國務大臣(柳澤伯夫君)

次に、いわゆるネットカフエ難民についてお尋ねがありました。

この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これら

の労働者は、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるた

め、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を

見出し、早急に実態調査を行つてまいる所存であります。

これらの者に対する対策につきましては、把握されれた実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保す

るための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行つていく

ことが課題であると考えております。

規制改革会議の意見書に対する見解等についてのお尋ねがありました。

お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ「労働タスクフォース」が公表したものであ

る。規制改革会議再チャレンジワーキング

会議において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め

たものと考へてお尋ねがございました。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央

最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め

たものと考へてお尋ねがございました。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを提出してくるたびに、バナナのたたき売りではございませんが、例えは最賃の相場が引き上がるようになります。この試算の算定根拠、法施行後一遍に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明求めます。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいざれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇していくといいます。

そこで、こうしたことを前提とするならば、最低賃金の決定に当たつて、直接参考とするのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたとしております。生活保護に係る施策との整合性の具体的な方

式では、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央

最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め

たものと考へてお尋ねがございました。

いずれにいたしましても、今回の法案が成立した暁には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた議論が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等

の措置を講ずることとしたしております。

○江田康幸議員

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティーネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県<sup>1)</sup>に決定されておりますが、地域によっては、最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働かないものと考えます。

こうした問題に関して、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティーネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのような対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全國最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で一千円を目指すというような意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払つております。

このような主張は耳ざわりがよく、またわかりやすくもあるのですが、最低賃金は国が罰則をもつてすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきところ<sup>2)</sup>主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

○國務大臣(柳澤伯夫君)

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティーネットとして一層適切に機能することが求められている、」のようだ考えております。

このため、最低賃金改正案におきましては、地域別最低賃金について、「一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げること」といたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に関するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によって差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後に、最低賃金の問題です。

現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえ下回つていいのが現状です。こんなことが放置されていれば、決してありません。最低賃金の決定権は国にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるので

すか。

今必要なことは、全労連や連合を始め多くの労働者、国民が求めているように、全国どこでも時給千円以上に引き上げることではありますか。

明確な答弁を求めて、質問を終わります。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。

今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することいたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回、改正法案が成立した暁には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずることいたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがありました。

地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○國務大臣（柳澤伯夫君）

○重野安正君

○國務大臣（柳澤伯夫君）

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もどの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定め、そこに地域別最賃を上乗せする方式に変更する」とによつて、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティーネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがあります。  
最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準について地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。  
また、全国最低賃金を決定した上で、地域によつてそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の実情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質  
問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当  
たつて、生活保護に係る施策との整合性に配慮す  
ることとしております。そして、これにより最低  
賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生  
労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪な  
ど全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活  
保護の水準を下回っております。

最低賃金の大幅引き上げは中小企業への影響も  
大きいと考えられますが、どのようにして最低賃  
金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大  
臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがござい  
ました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方  
最低賃金審議会における審議を経て決定されるも  
のであります。また、今回の中長期的な見通しにつ  
いては、審議会において法改正の趣旨に  
そつた審議が行われ、その結果に基づき、現下の  
雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置  
を講ずることとしております。

さらだ、成長力底上げ戦略推進円卓会議におき  
まして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長  
期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を  
図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的  
な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運  
用を図ることとしておりますが、中長期的には、  
こうした取り組みの成果としての生産性の向  
上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるも  
のと期待をいたしております。

○辻泰弘君

それから次に、アメリカの最低賃金についての報道がございました。最低賃金については法的なには議論ができないまま終わるのかもしれませんけれども、私どもとしては、やはり全国最賃をつくつて、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようなことを申し上げているわけになります。そこで大いなる関心を持っているわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八十円まで引き上げるというふうなことが出ていたわけです。が、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときの減税なども加味したというふうに聞いておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(宮崎俊彦君) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百一円、一年後に六・五五ドル、七百八十六円さらに一年後に七・一五ドル、八百七十円へ引き上げるという内容でございます。

なお、引上げに伴いまして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るというふうに聞いておるといひでございます。

○辻泰弘君 まあ国情が違うんであれども、基本的には全国最賃みたいなものである、こんなイメージでしようか。

○政府参考人(宮崎俊彦君) アメリカの最低賃金制度でございますが、これには連邦制度と州の制度の二つがございます。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を越えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の中事業所などが連邦最低賃金の適用でございます。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めてくるというようなことでございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうような制度になつてあるということやうわいきます。

○辻泰弘君 また、最低賃金の議論は今後させていただきたいと思いますけれども、私どもとして最低賃金を、このアメリカでも「一百二十円ぐらいいださりますが、上げて行くところ」と一百五十円ですか、上げて行くとどうふうなことを、まあ二年間でございますけど、あるわけで、そういうことと、そしてまた中小企業減税も加味しながらどうことのようですけれども、そういうことも模範としながら取り組んでいきたいと思つております。

またあわせて、最賃の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものをもつとしっかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していくなければならぬこと、このように思つてはいるところであります。

○新井委員

初めに、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると聞きましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低ないと、額に応じて働くよりも生活保護を受けた方がよいということになつて、就労意欲がそがれるのではないかと思つております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るという指摘につきまして、今回どのようにこの改正法案で対応しておられるのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、この最低賃金制度というのは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図るということを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになります。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしているわけあります。

この最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会、ここで審議を経て決定されるものでござりますけれども、今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済状況をしっかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれの地域における適切な引き上げ、こういったこと等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私も、せひともそれをしりかりやつていただきたいと思いますけれども、この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定するという改正法案を提出して、時給最低千円を目指すと主張されているようありますけれども、最低賃金はやはり地域の経済力に見合つたものとすべきであると私も思つておりますし、「このような

主張は実効性があると言えるのでしょうか。

そして、また政府にお伺いしたいと思いますけれども、最低賃金の決定に当たつては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点についていかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木(豊)政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになつております。

お話をありましたように、このうちの通常の事業の賃金支払い能力などうのは、「これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をどうといふふうに考えております。

○新井委員 ありがとうございます。  
私も、この民主党の、これは最低千円以上を目指すと言つておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、零細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者のための法律だと思っておりますけれども、経営者のこともある程度考えてあげないといけないと思いますので、せひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○古屋(範子)委員 全体の雇用環境でござりますが、四月の完全失業率三・八%どころでございまして、一時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に明るい兆しが見えていると言つることができます。バブル経済崩壊の不況下におきましては、どうでも正規雇用が抑制をされまして、非正規雇用者が増大をいたしました。雇用の不安定化を背景といたしまして、長時間働いても生活保護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題であると考えております。

それに対しまして、このたびの最低賃金法改正案、格差は正またセーフティーネットを張つてい

く、これに資する法案である、このように考えております。このたびの法改正、三十九年ぶりとなる抜本的な改正であるといつてあります。最低賃金制度が働く人々の安全網、支えとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができるところを期待をしているわけでございます。この中で、地域別最低賃金をセーフティーネットとして義務化する、そして地域別最低賃金の原則として、生活保護との整合性に配慮する、そして地域別最低賃金の不払いを行つた企業に対する罰金、これは二万円以下から五十万円以下に重くするというものでござります。中でも、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、この地域別最低賃金の額が本当に引き上げられるのかどうか、これが最大の焦点であると考えます。

例えは都道府県ごとに設定されている地域別最

低賃金、産業や職種にかわりなくすべての労働者とその使用者に適用されるために、労働者の安全網としての機能を持つていますが、その不均衡がござります。

平成十八年度地域別最低賃金、最高が東京都で

日本全体の雇用環境でござりますが、四月の完

成問題なのが、最低賃金水準自体が低いところです。

○古屋(範子)委員 大臣から率直に、ぜひ上げていただきたいというようなお言葉をちょうだいいたしましたが、諸外国と比較した場合に、日本の最低賃金は六百七十三円でありますけれども、イギリス

も

超えていたといいます。逆に、アメリカは現在六百十一円であります。二年後には八百六十円に引き上げられる見込みとなつております。

したがって、

六百円

であります。これでは、最低賃金

が果たせないのではないかということが問題となつてまいります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考

えております。生活保護世帯以上の水準に見直

し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消すべ

き、このように考えますが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、

そういう立場に置かれた労働者につきまして賃金

が低いのではないか、こういう御指摘をございま

したけれども、労働者の最低限度の生活を保障す

るという観点、それからもう一つは、生活保護と

の整合性という意味で特にモラルハザードが起

つてしまふ、遊んでいた方が高い手当が手に入

るというようなことがあります。それで、私は

りまして、私ども、今度、生活保護との整合性と

いうものをはつきり法律で書かせていただいたと

いうことです。

それからまた、最低賃金につきましては、多く

の国におきまして、労使も参考した審議会におい

て、賃金実態等を踏まえた審議を経て、その国々

の妥当な水準として決定されているものであると

いうことにも留意する必要があるというふうに

思つております。

いずれにしましても、地域別最低賃金につきま

しては、その水準を、生活保護との整合性も考慮

して決定するなどと云ふことで今回の法案をお願いし

ておりますし、最低賃金制度が安全網として一層

適切に機能することになるなどと云ふに考えてお

ります。

○古屋(範子)委員 私も同感でございます。

國民生活に直結をいたしました労働三法、この

早期成立を求めて、質問を終わりにいたします。

○古屋(範子)委員 私も同感でございます。

國民生活に直結をいたしました労働三法、この

早期成立を求めて、質問を終わりにいたしま

す。

○古屋(範子)委員 私も同感でございます。

國民生活に直結をいたしました労働三法、この